

令和8年第3回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日(水)午後1時30分から2時14分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡 秀輝
	8番	有澤 節子
	9番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士 伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜
	14番	小松 昌平

4. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

安芸町	渡辺 禎宏
土居	入交 大輔
井ノ口	西岡 大作
畑山	小松 光正
赤野	小松 幸宏

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第3条許可取消申出について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第5号	農地法第18条6項解約通知報告について
議案第6号	農地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について

議案第 7 号 非農地証明願について
議案第 8 号 令和 8 年度最適化活動の目標設定等について
報告第 9 号 賃貸借設定の賃借料の水準の公表について
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮一仁
事務局次長兼振興係長 小松亜矢
事務局農地係長 弘井恭介

8. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の委員の皆さまの出欠状況を報告いたします。
定数 13 人、欠席 2 人、出席数 11 人であります。
欠席委員の 5 番の川島一義委員、6 番の栗山浩和委員からは、それぞれ所用のため欠席の届出がっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

3 月 18 日に室戸市で、安芸郡市農業委員会協議会職員部会が開催され、弘井係長が出席しました。また、3 月 24 日に安芸市担い手協議会幹事会が市役所で開催され、小松次長が出席しております。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により議事録署名委員に、有澤節子委員及び福本隆憲委員を指名いたします。

議長 それでは、『報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出』について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は1ページをお開きください。
(小松) 『報告第1号 農地法第3条の3届出』です。
今回は、6件の届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の6筆で、面積は2,853㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望がありましたので、地元委員に農地の情報を提供する予定をしております。

届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の1筆で、面積は48㎡です。時効取得により所有権が移転となったものです。

届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり入河内の2筆で、面積は合計356㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の合計10筆で、面積は合計7,727㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の4筆で、面積は合計1,188㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望がありましたので、地元委員に農地の情報を提供する予定をしております。

届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内の27筆で、面積は合計6,332㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの『報告第1号 農地法第3条の3届出について』質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、『議案第2号、農地法第3条許可申請について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (小松) 『議案第2号、農地法第3条許可申請について』説明いたします。議案書は5ページになります。今回は4件の申請がありました。

申請番号1番と申請番号2番、譲受人が同一ですので併せて説明いたします。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおりそれぞれ井ノ口の1筆で、面積は1,566㎡と224㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しております。所在地は、7ページに地図を掲載しております。井ノ口公民館の南東方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は会社役員ですが、約40年ほど農作業の経験があります。今回の申請地には水稻を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、会社役員ですが、約40年ほど農作業の経験があり、農業に従事する予定者は、年間150日が1名となっています。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該

当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。
なお、現地につきましては、3月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり尾川の15筆で、面積は合計6,539㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しております。所在地は、8ページに地図を掲載しております。下尾川集落の東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は野菜を栽培し、3年ほど農作業の経験があります。今回の申請地ではユズを栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、野菜を栽培し、3年ほど農作業の経験があります。農業に従事する予定者は、年間200日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、3月12日に小松豊喜委員、小松光正委員に事務局が予め撮影してきた写真により確認していただきました。

申請番号4番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり畑山の2筆で、面積は合計881㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しております。所在地は、9ページに地図を掲載しております。畑山公民館の南西方向にある農地です。

※現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻やユズを栽培し、39年ほど農作業の経験があります。今回の申請地では水稻を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稻やユズを栽培し、39年ほど農作業の経験があります。農業に従事する予定者は、年間250日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、3月12日に小松豊喜委員、小松光正委員に事務局が予め撮影してきた写真により確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②を大久保暢夫委員、③④を小松豊喜委員
お願いします。

大久保委員 ①②です。3月10日に現地を確認してきました。報告のとおりです。

豊喜委員 ③④です。3月12日に写真を確認しました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別に無いようですので、採決いたします。

『議案第2号 農地法第3条許可申請について』は、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 (全員)賛成です。

よって、『議案第2号 農地法第3条許可申請について』は原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、『報告第3号 農地法第3条許可取消申出について』を議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書10ページです。

(小松) こちらは、10月の議案で自家消費用の野菜を栽培する計画として、農地法第3条の許可申請があったもので、10月28日付けで許可書が発行されておりましたが、自宅の建築を急ぐこととなり、10月に発行されていた3条の許可書を取消し、改めて5条(転用)の許可申請を行いたいと申出があったもので、許可の取消しの申出ということです。

説明は以上です。

議長 ただいまの『報告第3号 農地法第3条許可取消申出について』について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

質問、意見がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、『議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は2件の申請が提出されております。

(弘井)

議案書は11ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は142㎡、転用目的は個人住宅の建築です。場所は12ページに地図を掲載しております。併せて現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は安芸おひさま保育所の南側にある農地です。現地確認は3月9日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に別紙A3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたるかと判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は結婚を機に親元を離れ借家で住んでいましたが、子どもが生まれ、泣き声などの物音について隣人に気を遣い落ち着いて生活できないことから、自己住宅の建築を計画しました。当該申請地は、日当たりも良好で広さも十分あるため、選定したもので、ほかに適した用地もないことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、貸付の仮審査書類及び領収書を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は保育所、南側は市道を挟んで駐車場、東側は譲渡人所有の農業用施設用地、西側は宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、南側市道側溝へ、雨水も南側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事については、安芸市建設課と協議済です。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号2番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり。地目は畑、面積は461㎡で、転用目的は個人住宅建築です。

場所は、13ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は、内原野公園

の西側にある農地です。現地確認は3月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員にいただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、借家に住んでいるが、子どもが生まれ、泣き声など物音について隣人に気を遣い落ち着いて生活できないため、自己住宅の建築を計画しました。当該申請地は日当たりも良好で、広さも十分あるため選定したもので、ほかに適した用地もないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資に関する書類の写しを確認し、問題はないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は同意のある農地、南側及び西側は宅地、東側は公園です。生活排水は、浄化槽で処理後、東側市道側溝へ、建物への雨水は雨樋から排水路を経由し東側市道側溝へ、その他の雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。道路占用工事については、安芸市建設課と協議済です。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

議長 現地確認委員の報告を、①公文啓子委員、②大久保暢夫委員、お願いします。

公文委員 申請番号①です。先ほどの説明のとおりです。

大久保委員 申請番号②です。3月10日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に愛用ですので、採決いたします。
『議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について』、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、『議案第4号 農地法第5条第1項許可申請について』は、原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、『報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について』を議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) それでは説明いたします。議案書は14ページです。今回は1件の届出がありました。
届出番号1番です。
貸貸人、借借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の1筆です。地目は田で、面積は1,869㎡です。令和5年6月から3年間の貸貸借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。
説明は以上です。

議長 ただいまの『報告第5号 農地法第18条第6項解約通知報告』について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、『議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (小松) 『議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告について』説明します。
議案書は15ページからになります。
これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農

用地利用集積等促進計画(案)となります。今回、6件の提出がありました。

申請番号1番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の3筆で地目は田で、面積は4,155㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は10年間で、無償の条件で使用貸借の新規設定の計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17ページに地図がございます。赤野叶岡集落の北方向と東方向にある農地2か所です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3月10日に、栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号2番と申請番号3番、借受人が同一ですので併せて説明します。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりそれぞれ土居の1筆で地目は田で、面積はそれぞれ1,193㎡と1,869㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は20年間で、それぞれ25,147円/10aと100,000円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、18ページに地図がございます。土居溝ノ辺公園の東方向にある隣接した2筆です。各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3月11日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号4番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆で地目は田で、面積は合計で1,041㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、38,425円/10aの条件で新規設定の計画です。こちら、南北に長い隣同士の2筆合計2,898㎡を縦に2つに割って南側の1,041㎡分を設定するものです。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、19ページに地図がございます。井ノ口高台寺県職員住宅の東方向にある農地です。各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3月10日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号5番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆で地目は田で、面積は1,857㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、86,160円/10aの条件で新規設定の計画です。こちら、南北に長い隣同士の2筆合計2,898㎡を縦に2つに割って北側の1,857㎡分を設定するものです。

所在地は19ページに地図がございます。井ノ口高台寺県職員住宅の東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3月10日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号6番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆で地目は田で、面積は合計1,860㎡です。作物は、借受人が水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、10,000円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、20ページに地図がございます。井ノ口公民館の南東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、3月10日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を小松幸宏委員、②③を入交大輔委員、④⑤⑥を大久保暢夫委員、お願いします。

幸宏委員 申請番号①です。先ほどの事務局の説明のとおりです。

入交委員 申請番号②③です。3月11日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

大久保委員 申請番号④⑤⑥です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いしますが、申請番号⑥の関係者がおりますので、先に申請番号①から⑤までを採決し、関係者に退席していただいたあと、申請番号⑥の採決を取りたいと思います。

議長 それでは、申請番号①から⑤までの審議をお願いします。

豊喜委員 ②と③ですが、双方合意してくれているので問題ないかもしれませんが、隣同士の田で10aあたり25,000円と10万円。なんでこんなに差があるがやろう？

事務局 差はあるんですが、地権者と借主とのやりとりになっているので。

議長 ほかに意見はないようですので、採決いたします。
『議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告について(申請番号①から⑤まで)』について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。
よって、『議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告について(申請番号①から⑤まで)』は申請どおり決定いたしました。

申請番号⑥の関係者退席

議長 それでは、議案第6号(申請番号⑥)の審議をお願いします。
別にないようですので、採決いたします。
『議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告について(申請番号⑥)』について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
『議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告について(申請番号⑥)』は申請どおり決定いたしました。

議長 それでは、『議案第7号 非農地証明願について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 『議案第7号、非農地証明願について』、説明いたします。
(弘井) 議案書は21ページです。
今回は1件の申請が出ております。
それでは、申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は畑、面積は4,617㎡となっております。
所在地の地図は22ページに掲載しております。畑山下尾川地区にある農地で、現在は山林化しています。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。先ほどの3条許可申請の3件目のまわりの農地になります。
現地ですが、今から50年以上前から耕作していなかったため山林化し、現在に至っています。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。
現地につきましては、事前に土地所有者に同行のもと、私が撮影した写真を3月12日に栃ノ木公民館で小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長 現地確認の報告を小松光正委員、お願いします。

光正委員 12日に現地確認に行ってきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)なければ、採決いたします。

『議案第7号 非農地証明願』を、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 賛成(全員)です。
よって、『議案第7号 非農地証明願』については、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 それでは、『議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 説明します。

議案第8号ですが、本日お手元に配布しております。配布が遅くなり申し訳ありませんでした。

最適化活動の目標の設定等については、令和4年2月に農林水産省から通知があり、令和4年度から毎年度3月末までに翌年度の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、県へ報告することとされています。

I 農業委員会の状況です。委員数などは記載のとおりです。

また、農家数や農業者数などは指定の調査や指定の統計の数値を転記したものになっています。

II 最適化活動の目標です。

(1) 農地の集積です。こちらは、また後で説明させていただきますが、令和6年度に策定した地域計画の見直しを行ったため、数字の変更がっております。現状は57.2%の集積率です。高知県全体の令和13年度までの目標集積率は58%となっておりますので、令和8年度の目標は微増の57.8%としました。

(2) 遊休農地の解消ですが、②目標のところは令和3年度の遊休農地の1/5を設定することになっておりますので3.6haとしております。

(3) 新規参入の促進です。

3年度分の実績の平均値の1割以上を目標設定することになっているので、目標は2.0haとしています。

2 最適化活動の活動目標です。

(1) 日数目標は、月の活動の最低ラインが8日になっているので、8日を目標としています。

(2) 活動強化月間及び(3)新規参入相談会への参加目標は今年度並みに設定しています。今後の取り組みについては、協議しながらのことになりますので、概ねの時期で記載しております。

以上が主な内容となります。本日決定いただいたら、ホームページで公表し、県にも報告します。この間に、もし修正が必要になる場合がありましたら、軽微な修正であれば、事務局が修正したものを会長に確認していただき、次の定例会で報告するという形です承いただきたいと考えています。

説明は、以上です。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に無いようですので、採決いたします。

『議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について』は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 (全員)賛成です。

よって、『議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について』は原案どおり決定しました。

なお、公表までの間に軽微な修正があった場合は、修正の確認を会長の私に一任していただき、後日委員会に報告する形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

議長 続きまして、『報告第9号 貸貸借設定の貸借料水準の公表について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 説明します。

議案書23ページ『報告第9号 貸借料水準の公表』をご覧ください。

農地法第52条の規定により、令和8年1月1日時点で貸貸借設定がされている農地の貸借料の平均値を公表するものです。

貸借料については、米換算で設定されているものは、米1俵をJAが公表している価格26,700円として計算しています。また、特殊な事情のものは平均単価の算定から除外しています。

水稲、ナス以外は件数が少なく、地区による差もほとんどないことから市全体で一本化しています。

水稲の赤野・穴内また伊尾木・下山は件数が少なかったため、合算で算定しています。今回、報告したデータは、ホームページ等でも公表していきます。

簡単ですが、説明は以上です。

議長 ただいまの『報告第9号 貸貸借設定の貸借料水準の公表について』について、質問意見等がございましたらお願いします。

千光士委員 議案第9号やけど、米の価格がこんなにするがやろか？

事務局 みなさん、この資料を見て高いという印象を受けたと思います。これは、これまで相対で契約しているケースが、反当たり何俵という設定になっているものを、JAが公表している供物代をあてはめているので、例えば、6俵代やとしたら15万円くらいになってしまいます。事前打ち合わせの中で、中間管理機構を介した賃貸借の平均値も載せたらどうかという意見があったので、そのように考えています。

局長 供物代の金額は？

事務局 今回、この表のもとにもなっていますが、JAが令和7年12月に発表した供物代が26,700円です。例えば、米6俵代で契約している方は、26,700円×6の金額で賃借料を設定していることになるので、それらの平均値を出しているのがこの表です。令和6年は18,600円、令和5年は11,100円、その前は9,300円と、この4年で2.9倍、3倍近くになっています。

千光士委員 分かりました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、『その他』の件について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局から2点ございます。
まず、地域計画の見直しについてです。
農林課から、計画面積の見直し(変更)について、意見照会がありましたので報告させていただきます。
令和6年度末に策定した地域計画では、農業振興地域全体を地域計画のエリアに定めておりましたが、今回の見直しによって、地域計画のエリアを農用地区域等に変更しました。
もう少し厳密にいうと、農用地でなくても担い手が定まっている農地も地域計画の対象になっていること、令和7年度以降に補助事業等の対象となる土地をプラスしていること、転用手続きのあった土地や転用手続きが見込まれる土地を除外したことなど細かい変更も併せて行っています。
先に審議していただいた『議案第8号 令和8年度最適化活動の目標の設定等』の2ページ目の(1)農地の集積のところの現状の集積率の57.2%が一致するようになっています。
これまでは、農地を宅地などに転用手続きをする際、その農地が農用地であれば前段に農用地区域から除外の手続きが必要ですが、さらにその前に、地域計画か

ら除外する手続きが必要だったのが今後は不要になりました。
地域計画は赤野、穴内、など地区ごとに全部で10の計画を立てておりますので、それぞれ、今回の変更の細かい内容を見たい方がおりましたら、お声かけください。

以上、簡単ですが、地域計画の変更(案)の説明です。

次に、令和8年度の定例会開催日程(予定)を配布しています。

さっそくですが、7月の議案発送日が17日になっていますが、正しくは20日です。訂正をお願いします。

これに基づきまして、次回は4月27日(月)ですので、ご参加よろしく申し上げます。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

事務局 起立、礼

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 4 月 27 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員